

平成31年度 千葉県立八日市場特別支援学校高等部普通科入学者選考実施要項

平成31年度千葉県立八日市場特別支援学校高等部普通科の入学者の募集及び選考は、「県立特別支援学校管理規則第24条」の規定により、下記のとおり実施する。

1 応募資格

本校高等部普通科に入学を志願できる者は、県内に居住し、原則として障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に定める次の「ア～ウ」のいずれかに該当する者とする。

ア 特別支援学校の中学部若しくは中学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は平成31年3月に卒業する見込みの者

イ 中等教育学校の前期課程を修了した者又は平成31年3月に修了見込みの者

ウ 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

なお、平成31年3月に学校教育法施行規則第95条第1号及び第2号に規定する課程を修了する見込みの者を含む。

2 通学区域

原則として、下記本校小学部及び中学部の通学区域に準ずる。

旭市（干潟地区を除く）、匝瑳市（北部＜旧飯高小学校区、旧匝瑳小学校区、豊和小学校区、豊栄小学校区、吉田小学校区＞を除く）、横芝光町（光地域）

3 入学定員

特に定員を定めない。

4 出願

(1) 事前の教育相談

平成31年1月11日（金）までに、本校で進路に係る教育相談（志願を前提とした教育相談で、単なる学校見学や参観は含まない）を行うことを要する。

(2) 選考要項及び入学願書等の交付

【交付期間】	平成30年12月3日（月）から ※ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する 休日は除く。
【受付時間】	午前9時から午後4時まで
【交付場所】	千葉県立八日市場特別支援学校 事務室

(3) 他の公立高等学校及び特別支援学校高等部の併願

県の内外を問わず、併願は認めない。なお、併願した場合は、入学志願、入学許可を取り消すものとする。

(4) 通学区域外からの志願

通学区域外から志願する者は、通学区域外からの入学志願証明書〔様式6〕を本校校長に提出すること。

(5) 願書等の提出期間

【提出期間】平成31年1月21日（月）から平成31年1月31日（木）まで
（ただし、日曜日を除く。）

【受付時間】午前9時から午後4時まで

(6) 願書等の提出先

千葉県立八日市場特別支援学校長

※保護者または学級担任が直接事務室に提出すること。

(7) 提出書類等

書 類 等	備 考	
ア 入学願書〔様式1〕	写真（縦4cm×横3cm：正面上半身脱帽）を所定欄に糊付けしたもの。	1通
イ 療育手帳若しくは身体障害者手帳の写し 又は、障害を有することを証明する診断書〔様式2〕	交付番号及び障害の程度が記載された事項の部分の写し。〔様式2〕は参考様式とし、医療機関が発行するものも可。ただし、知的障害者の場合は発達検査の結果が記載されていること。	1通
ウ 入学者選考受検票〔様式3〕	氏名、在籍または出身学校名を明記し、写真（縦4cm×横3cm：正面上半身脱帽）を所定欄に糊付けしたもの。	1通
エ 調査書〔様式4〕	在籍学校又は出身学校の校長が作成すること。	1通
オ 家庭調査書〔様式5〕	保護者が作成すること。	1通
カ 返信用封筒	長形3号（12cm×23.5cm）の封筒に82円切手を貼り、志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。	1通
キ 通学区域外からの入学志願証明書〔様式6〕 ※該当者のみ提出	通学区域外から志願する者は、必要事項を記入の上、在籍校長又は出身校長の証明を受けて、本校校長に提出すること。	1通
ク その他 受検に係る特別配慮申請書〔様式7〕 ※希望者のみ提出	受検に係る特別な配慮を希望する者は、上記願書受付開始前日までに本校校長に提出すること。	1通

※上記提出書類全てを確認後、志願者に「入学者選考に係る書類受理証〔様式9〕」を交付する。

(8) 知的障害者を対象とする特別支援学校高等部普通科（職業コース）及び高等部専門学科を受検し、入学許可候補者とならなかった者が本校を志願する場合

ア 事前の教育相談と願書等の提出期間

事前に連絡の上、平成31年1月31日（木）までに本校にて進路に係る教育相談を必ず済ませ、下記により出願書類を提出すること。

【提出期間】平成31年1月31日（木）まで

（ただし、日曜日を除く。）

【受付時間】午前9時から午後4時まで

イ 第2次募集を受検し、入学許可候補者とならなかった者が本校を志願する場合
事前に連絡の上、平成31年2月7日（木）までに本校にて進路に係る教育相談を必ず済ませ、下記により出願書類を提出すること。

【提出期間】平成31年2月7日（木）まで

【受付時間】午前9時から午後4時まで

(9) 受検に係る特別な配慮について

受検に係る特別な配慮を希望する場合は、本校で行う進路に係る教育相談(志願を前提とした教育相談)時に申し出て、申請手続きについて説明を受けておくこと。
「受検に係る特別配慮申請書〔様式7〕」は、願書受付開始前日までに定形(長形3号)の封筒(82円切手を貼付し、志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記したものを添え、本校校長に提出する。必要に応じ、在籍(出身)中学校長と協議し、特別の配慮を講ずる必要があると判断される場合には、「受検に係る特別配慮通知書〔様式8〕」を交付し、志願者に送付する。

5 志願の取り消し

志願を取り消そうとする者は、在籍(出身)校の校長を経由して、入学許可候補者の発表日の前日、平成31年2月18日(月)の正午までに、本校校長に「志願取消届〔様式10〕」を提出しなければならない。「志願取消届」受理後、受検者には「志願取消届受理証〔様式11〕」を交付し、入学願書、調査書を除くその他入学選考に係る提出書類を返却する。

6 入学許可候補者の決定

(1) 入学者選考日

平成31年2月12日(火)

<受付>午前8時40分から9時まで

※保護者面接実施のため、必ず保護者同伴のこと。

(2) 入学者選考会場

千葉県立八日市場特別支援学校

(3) 入学者選考の方法

学力検査、基本的生活習慣に関する検査、作業能力検査、運動能力検査、生徒面接、保護者面接、提出書類等により総合的に審査し、入学許可候補者を選考する。

(4) 持参するもの

- ① 受検票
- ② 筆記用具：鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、色鉛筆（12色入り）、のり、はさみ、定規（20cm程度の直定規）
- ③ 上履き（運動靴）
- ④ 体操服（上下）

7 入学許可候補者の発表及び通知

平成31年2月19日（火）午前9時に、入学許可候補者の受検番号並びに氏名を本校昇降口に掲示により発表するとともに、「入学許可候補者決定通知書〔様式12〕」を本人に郵送にて通知する。

また、上記の選考結果については、平成31年2月19日（火）午前9時以降、在籍校の校長宛て「入学者選考結果学校別通知書〔様式13〕」を発送し、あわせて入学に必要な書類の提出を依頼する。

なお、在籍校の校長は選考結果の通知を受領する際、「入学者選考結果受領書〔様式14〕」を用意する。

8 入学の確約

入学許可候補者となった者は、平成31年2月26日（火）までに、「入学確約書〔様式15〕」を本校校長に提出するものとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日を除く。

「入学確約書」受理後に、受検者に「入学確約書受理証〔様式16〕」を交付する。

入学確約書を提出した者は、県の内外を問わず公立高等学校又は公立特別支援学校に出席してはならない。

また、入学許可候補者に内定した者のうち、入学確約書の提出がない場合には、入学の意思がないものとして取り扱う。

9 その他

(1) 入学許可候補者となった者のうち、入学を辞退する場合には、在籍（出身）校の校長を経由して、「入学辞退届〔様式17〕」を本校校長宛てに提出するものとする。

「入学辞退届」受理後に、受検者に「入学辞退届受理証〔様式18〕」を交付し、入学願書、調査書を除くその他入学選考に係る提出書類を返却する。

(2) 志願者又はその保護者は、別記に従い、調査書、作業能力検査、運動能力検査、学力検査等に関して口頭開示請求を行うことができる。

- (3) この要項に定めるもののほか、入学者選考について必要な事項については、県教育長が別に定めるものとする。
- (4) 入学許可候補者には保護者を対象に入学説明会を実施する。実施期日等の案内については、入学許可候補者に送付される入学許可候補者決定通知書と一緒に同封する。
- (5) 事前の教育相談は、随時受け付ける。

問い合わせ先

千葉県立八日市場特別支援学校

〒289-2113 匝瑳市平木930番地1

(TEL) 0479-72-2777

担当： 教頭 榊原

高等部主事 元宮

(別記)

調査書及び学力検査等の結果の口頭開示について

千葉県個人情報保護条例第28条及び千葉県教育委員会個人情報保護事務取扱要綱第3の8に基づき平成31年度千葉県立特別支援学校高等部及び高等部専攻科の入学者選考で特別支援学校の校長に提出された調査書並びに平成31年度千葉県立特別支援学校高等部及び高等部専攻科の入学者選考の作業能力検査、運動能力検査、学力検査それぞれの総合得点及び教科別得点の口頭開示を次のとおり実施する。

1 開示方法

(1) 調査書

閲覧及び写しの交付（複写機による。1枚10円）

(2) 作業能力検査等、運動能力検査、学力検査それぞれの総合得点及び教科別得点閲覧

2 開示期間

入学者選考の入学許可候補者発表日の翌日から1か月間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日とはのぞく。）

3 開示場所及び開示時間

受検した特別支援学校 午前9時から午後4時まで

4 開示請求の方法及び実施

(1) 請求者は、「口頭開示処理表」に必要事項を記入する。

また、請求者が調査書の写しを請求する場合は、「写し等の交付申請書」に必要事項を記入し、提出する。

(2) 特別支援学校の校長は、受検票等により請求者が受検者本人であることを確認後、開示を行う。

なお、受検票以外の方法で本人であることを確認する場合は、「千葉県教育委員会個人情報保護事務取扱要綱第3の3の(2)のア」による。

また、請求者が法定代理人の場合は、「千葉県教育委員会個人情報保護事務取扱要綱第3の3の(2)のイ」により、確認した後、開示を行う。